

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額の算定に関する基準

制定	平成28年12月16日
改正	平成29年 3月30日
	平成30年 9月28日
	平成31年 2月27日
	令和元年 9月27日
	令和3年 3月31日
	令和4年 9月12日
	令和6年 3月28日
	令和6年 5月22日
	令和7年 3月11日
	令和8年 4月14日

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第8条に掲げる第1号事業支給費の額の算定に関する基準について、次のとおり定め、各項に掲げる費用を算定するものとする。ただし、当該費用の算定にあたっては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）に準ずるものとする。

1 訪問型サービス

(A) 訪問サービス費（1月あたり）

区 分	単 位		目 安
	介護予防訪問サービス	生活援助型訪問サービス	
イ 週1回程度	1, 176単位	1, 000単位	要支援1・2、事業対象者
ロ 週2回程度	2, 349単位	1, 997単位	要支援1・2、事業対象者
ハ 週2回超	3, 727単位	3, 169単位	要支援2

(B) 加算（1月あたり）

区 分	単 位	
	介護予防訪問サービス	生活援助型訪問サービス
ニ 初回加算	200単位	
ホ 生活機能向上連携加算		
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位	—
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位	—
ヘ 口腔連携強化加算	50単位	—
ト 介護職員等処遇改善加算		
(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	イからへまで及びチからルまでにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数	
(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	イからへまで及びチからルまでにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数	
(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	イからへまで及びチからルまでにより算定した単	

		位数の1000分の249に相当する単位数
(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		イからへまで及びチからルまでにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数
(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		イからへまで及びチからルまでにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数
(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		イからへまで及びチからルまでにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

(C) 減算(1月あたり)

区 分		単 位	
		介護予防訪問 サービス	生活援助型訪問 サービス
チ	高齢者虐待防止措置未実施減算		
	(1) 1週に1回程度の場合	12単位	10単位
	(2) 1週に2回程度の場合	23単位	20単位
	(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位	32単位
リ	業務継続計画未策定減算		
	(1) 1週に1回程度の場合	12単位	10単位
	(2) 1週に2回程度の場合	23単位	20単位
	(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位	32単位
ヌ	同一敷地内建物等にかかる減算		
	(1) 1月あたりの利用者が50人未満の場合	イからへまでに算定した単位数の100分の10に相当する単位数ただし利用者の割合が100分の90以上の場合は100分の12に相当する単位数	—
	(2) 1月あたりの利用者が50人以上の場合	イからへまでに算定した単位数の100分の15に相当する単位数	—
ル	同一敷地内建物等以外の同一の建物にかかる減算		
	(1) 1月あたりの利用者が20人以上の場合	イからへまでに算定した単位数の100分の10に相当する単位数	—

2 通所型サービス

(A) 通所サービス費(1月あたり)

区 分	単 位		目 安
	介護予防通所 サービス	運動型通所 サービス	
イ(1) 要支援1、事業対象者	1,798単位	1,533単位	週1回程度
ロ(2) 要支援2	3,621単位	3,087単位	週2回程度

## (B) 加算 (1月あたり)

区 分	単 位	
	介護予防通所 サービス	運動型通所 サービス
ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位	—
ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位	
ホ 栄養アセスメント加算	50単位	—
ヘ 栄養改善加算	200単位	—
ト 口腔機能向上加算		
口腔機能向上加算Ⅰ	150単位	—
口腔機能向上加算Ⅱ	160単位	—
チ 一体的サービス提供加算	480単位	
リ サービス提供体制強化加算		
サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)	要支援1、事業対象者	88単位
	要支援2	176単位
サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)	要支援1、事業対象者	72単位
	要支援2	144単位
サービス提供体制強化 加算(Ⅲ)	要支援1、事業対象者	24単位
	要支援2	48単位
ヌ 生活機能向上連携加算		
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位	—
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位	—
ル 口腔・栄養スクリーニング加算		
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位	—
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位	—
ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位	—
ワ 介護職員等処遇改善加算(利用者定員19人以上)		
(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	イからヲまで及びヨからソまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数	
(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	イからヲまで及びヨからソまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数	
(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	イからヲまで及びヨからソまでにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数	
(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	イからヲまで及びヨからソまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数	
(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	イからヲまで及びヨからソまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数	

	(6) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	イからヲまで及びヨからソまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
カ	介護職員等処遇改善加算 (利用者定員19人未満)	
	(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イ	イからヲまで及びヨからソまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ロ	イからヲまで及びヨからソまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ	イからヲまで及びヨからソまでにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ	イからヲまで及びヨからソまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数
	(5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	イからヲまで及びヨからソまでにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数
	(6) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	イからヲまで及びヨからソまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

(C) 減算 (1月あたり)

区 分	単 位	
	介護予防通所 サービス	運動型通所 サービス
ヨ 高齢者虐待防止措置未実施減算		
(1) 1週に1回程度の場合	18単位	15単位
(2) 1週に2回程度の場合	36単位	31単位
タ 業務継続計画未策定減算		
(1) 1週に1回程度の場合	18単位	15単位
(2) 1週に2回程度の場合	36単位	31単位
レ 同一建物減算		
(1) 要支援1、事業対象者	376単位	376単位
(2) 要支援2	752単位	752単位
ソ 送迎未実施減算 (片道につき)	47単位	

3 介護予防ケアマネジメント

(A) 介護予防ケアマネジメント費 (1月あたり)

区 分	単 位
イ 介護予防ケアマネジメントA	442単位
ロ 介護予防ケアマネジメントC	442単位

(B) 加算（1月あたり）

区 分	単 位	
	介護予防 ケアマネジメントA	介護予防 ケアマネジメントC
ハ 初回加算	300単位	300単位
ニ 委託連携加算	300単位	300単位
ホ 介護職員等処遇改善加算	イからニ及びへから トまでにより算定し た単位数の1000 分の21に相当する 単位数	イからニ及びへから トまでにより算定し た単位数の1000 分の21に相当する 単位数

(C) 減算（1月あたり）

区 分	単 位	
	介護予防 ケアマネジメントA	介護予防 ケアマネジメントC
へ 高齢者虐待防止措置未実施減算	4単位	4単位
ト 業務継続計画未策定減算	4単位	4単位

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年6月1日から施行する。